

## 静岡市屋外広告物条例の一部改正について

静岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例

静岡市屋外広告物条例（平成15年静岡市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 9 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第118条第1項に規定する都市再生推進法人その他地域の活動に貢献するものとして市長が指定するものが、その活動区域内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、その広告物又は掲出物件による収入をもって当該区域の公共空間等における公共的取組として規則で定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものは、第3条並びに第4条第1項（第3号、第5号、第6号、第8号及び第11号を除く。）及び第2項の規定にかかわらず、市長の許可を受けて、これを表示し、又は設置することができる。

第7条第4項、第8条第3項から第6項まで、第10条第1項、第11条、第12条、第13条第1項、第14条第1項、第16条、第18条第1項、第19条、第22条及び第25条第2項中「若しくは第5項」を「、第5項若しくは第9項」に改める。

第31条第1項第1号及び第32条中「及び第4号」の次に「並びに第9項」を加える。

第33条第1項中「若しくは第5項」を「、第5項若しくは第9項」に改める。

第34条の次に次の1条を加える。

（手数料の不還付）

第34条の2 既納の手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。